

## 令和 2 年度日南町予算編成方針

### 1. 国の動向

政府は、国の経済状況について「経済財政運営と改革の基本方針 2019」（令和元年 6 月 21 日閣議決定）において、『現在の我が国経済は、デフレではない状況を作り出し、長期にわたる回復を持続させており、GDP は名目・実質ともに過去最大規模に達した。国民生活に密接に関わる雇用・所得環境も大きく改善している』としている。

また、一方で、直面する課題としては、人口減少や過疎少子高齢化の急速な進行を指摘している。今後の経済財政運営の基本認識としては「経済再生なくして財政健全化なし」の基本方針の下、2020 年頃の名目 GDP 600 兆円経済と 2025 年度の財政健全化目標の達成を目指すとし、来年度予算編成においては、消費税率引き上げの需要変動に対する影響の程度や最新の経済状況等を踏まえ、適切な規模の臨時・特別の措置を講じ、経済の回復基調に影響を及ぼさないように取り組むとしている。

また、今後の人口減少に対応するためにも、地方自治体の業務改革と新技術の活用を通じた利便性の高い「次世代型行政サービス」への転換を積極的に推進すると同時に、歳出効率化等に前向き、具体的に取り組む地方自治体を支援するとしている。さらには、広域的に連携する事業等に積極的に取り組む自治体への地方財政措置の拡充も検討されている。このようなことから、今後の国の動向に十分留意しつつ、国の取組と基調を合わせて歳出改革等に取り組む必要がある。

### 2. 本町の財政状況

平成 30 年度一般会計決算において、財政状況を示す実質公債費比率及び将来負担比率などの財政健全化指標は、国が定める早期健全化基準を下回っており、県内でも上位の健全な状況にある。しかしながら、歳入における町税は大きな伸びを見込まず、町民は国が示すデフレ脱却を感じることは出来ない状況に変わりない。

平成 30 年度決算における財政力指数は 0.16 で、鳥取県平均または全国類似団体平均と比較しても若干低い値となっている。これは、財政運営に必要とされる需要額に対して自主財源の要である地方税収入が乏しく、地方交付税や国・県支出金または町債などの依存財源に頼った財政運営が続いている状態を示している。基幹産業である農林業の更なる発展と所得向上に向けた新たな仕組みづくりのほか、起業支援や雇用創出、定住対策等に重点を置いた取り組みを通じて、引き続き財政基盤の強化に努める必要がある。

町債の残高は、一般会計が 6,962,719 千円、特別会計（病院事業会計を除く）を合わせた総額は 8,783,569 千円。一方、基金残高は 6,161,745 千円で、これを町民ひとりあたり（平成 31 年 3 月 31 日現在人口：4,577 人）で計算すると、町債は 1,919,067 円、基金は 1,346,241 円である。幸い将来必要となる負担額に対して充当可能な基金に十分な貯えがあることに加えて、町債いわゆる借金について

は将来的に交付税として算入される割合が大きいことから、平成20年度以降、財政健全化法における将来負担比率はゼロとなっている。

しかしながら、公共施設等の老朽化は進んでいるため、今後は必要に応じて基金を取り崩しながら適正な維持管理を行っていく必要がある。本町の財政健全度を支えているのは基金であるといっても過言ではないように、基金の減少によっては、イエローカードやレッドカードを突きつけられることになるため、世代間公平性などにも配慮した財政運営が求められている。

### 3. 本町の財政計画

地方交付税や国・県支出金、町債などの依存財源の割合は、収入全体の約8割を占めており、自主財源の割合が減少している。これは、町税の大幅な増収を見込めない中で、普通建設事業等の投資的経費に充てる地方債や国・県補助金が増えているためである。

平成27年に策定した日南町総合戦略により①仕事をつくり、安心して働けるまちづくり②日南町への移住・定住を促進させる③結婚・出産・子育ての希望を実現させる④安心して暮らし続けられる地域づくりの4つの柱を基本方針として各種施策を実施してきた。これら「まち・ひと・しごと創生」を推進するため積極的な施策を展開する一方で、国民健康保険税や上下水道料等、各種料金の据え置きに加えて新たな単町補助金等の設立も行ってきた。幸い町民の協力、諸先輩方を含む職員の努力により本町の財政指数の健全化は図られているが、年々減少する地方交付税は今後も増加する見込みはない。

令和2年度は「第6次総合計画」及び「第2期日南町人口ビジョン・総合戦略」をスタートさせる年であり、職員個々が本町は「日本の30年先を行く町」という再認識のもと今一度、町の将来のために何を重点的に、どう優先度を付けて行っていくか検討していく必要がある。

県内において厳しい財政運営はどの市町村も同様で、歳出に占める経常収支比率は約9割となっている。本町の場合、経常収支比率を押し上げる要因は、主に特別会計への繰出金や地域の特色を活かしたまちづくりのほか基幹産業である農林業等の支援策とする補助費等の支出によるものが大きい。

町債の償還及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの危険度を示す実質公債費比率の平成30年度決算値は7.4%。本町の公債費償還においては、平成18年頃をピークに、これまで計画的な償還を行ってきた。しかしながら、地方創生を掲げ平成27年度から取り組んだ中心地域整備事業において「道の駅にちなみ日野川の郷」建設や「緊急減災・救済ヘリポート」整備のほか「日南町体育館改築」や現在施工中の「CATV施設FTTH化」等の大型ハード事業に充てた町債の元金償還が始まる今後においては、再度緩やかに増加に転じることが予測される。

平成19年6月に「地方団体の財政の健全化に関する法律」いわゆる「財政健全化法」が施行され、地方公共団体に平成20年度からの決算に基づき、財政上の指標を公表すること

が義務化されたことに加えて、「地方公会計制度」における財務書類の作成、公表にあたっては、平成 26 年度に国から新たな作成基準である「統一的な基準」への移行が要請されたことにより、複式簿記の導入・固定資産台帳の整備が必須となっている。「地方公会計制度」では、民間企業の会計方式（複式簿記・発生主義）の考え方を地方公共団体にも採用する取組みが進められおり、これにより作成された財務書類によって、現金主義会計では見えにくいストック情報、コストの情報を総体的にチェックする必要がある。すなわち、普通会計のみならず特別会計も含めた財政的な健全度と将来にわたる負担の割合等を把握するため、これまでよりも細やかで計画的な予算編成と決算分析が求められている。

#### 4. 重点事項

「令和」という新しい時代を迎え、人口減少や過疎高齢化が進行する中であっても、平成から令和の時代に引き継がれた課題を直視しつつ「次世代につなぐまちづくり」の実現に向けた施策を推進するため、これまでも増して施策の選択と集中を徹底させることにより「施策の推進」と「財政の健全性」の両立を図ることとする。引き続き、次の 4 項目を施策の柱として位置づけ、各種事業に取り組むこととする。

- ①仕事をつくり、安心して働けるまちづくり
- ②町内への移住・定住を促進させる
- ③結婚・出産・子育ての希望を実現させる
- ④安心して暮らし続けられる地域づくり

##### （1）総合計画、SDGs の目標と実現

令和 2 年度は、第 6 次総合計画のスタートとなる年である。豊かな自然とともに脈々と受け継がれてきた歴史、文化などの地域資源に磨きをかけるとともに、将来を見据え、福祉、商工、環境、農林業、教育などの分野に果敢に挑戦してきた。

これまでの取組について再度、的確に評価・分析し、計画に基づいて戦略的に事業を推進する必要があることから、各種計画の実現に向け、ひとつひとつの事業の有用性を見極め、本町の多様で豊かな地域資源を最大限生かしつつ、誰もが健康で明るく真の豊かさを感じながら、いきいきと輝き暮らしていることを実感できるまちを目指した予算編成に取り組むこととする。

##### （2）「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の一層の推進

上記した第 6 次総合計画に加え、第 2 期総合戦略もスタートする。人口減少社会の中で、過疎、高齢者、少子化、若い世代の転出超過などの課題に立ち向かうため、平成 27 年度に「日南町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、地方創生に取り組んできた。また、毎年度の予算編成に当たっては、総合戦略を柱とした施策の重点化を図るた

め、新たな施策の提案を求め、地方創生の実現に向けて挑戦してきたところである。引き続き、少子化や若い世代の転出超過、結婚対策や移住定住対策については、重点的に手を打ち、対策を講じる必要がある。

### (3) 令和2年度に実施が不可欠な事業を優先的に予算化

令和2年度に実施することが不可欠な施策・事業に財源を集中するために、継続して実施している事業のほか、緊急度・優先度に基づいた施策・事業の優先順位づけを徹底する必要がある。また、複雑化・多様化している社会的課題に対しては、庁内横断的な取組を徹底し課題解決に取り組むこと。

### (4) 事務事業見直し（行財政改革）とAIやICT等の活用による業務効率化

限られた財源とマンパワーの中で町民の信頼に応えながら必要な施策を推進するためには、職員ひとりひとりが常にコスト意識を持ち、事務事業の見直しを行うとともに、事務の効率化・適正化に取り組む必要がある。行財政改革推進会議の諮問内容と方向性を確認しながら予算要求に取り組むこととし、「例年どおり」といった要求は厳に謹むこと。

また、複数の課で共通して実施している庶務、労務、事務処理業務等について、職員が担うべき役割を整理し、委託化や集約化等による効率化を進めること。仕事そのものの見直し、優先順位づけや業務の廃止を含む業務量の削減を積極的に進めた上で、AIやICT等の活用（Society5.0時代）など、これまでの手法にとらわれない新たな発想と視点をもって業務の効率化に取り組むこと。事業担当者の考えで予算計上せず、担当室・課または必要に応じて庁内連携協議のうえ検討され、予算編成への意思統一を図っていただきたい。

### (5) 長時間労働の是正

働き方改革を推進するための関係法令が整備され、会計年度任用職員制度も始まる。長時間労働の是正や多様で柔軟な働き方の実現などの措置を講ずる必要がある。超過勤務時間数の増加は人件費の増高に直結することから、これらの根本的原因の洗い出しや分析による業務量の削減や合理化、職員間での業務量の偏在性を是正するなど、経費の削減に努めること。

### (6) 公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進

公共施設等については「日南町公共施設等総合管理計画」に基づき、一貫して適切で計画的な維持管理、更新等に取り組む必要がある。現在、個別施設計画については策定中であるが、将来の修繕・更新費用の平準化や機能の集約・統合等の検討を進めること。インフラ施設についても計画的な整備、長寿命化の推進、適切な維持保全を目指し、安全確保を最優先に将来負担を考慮した計画的な維持管理を進める予算とすること。

(7) 実質公債費比率及び将来負担比率

財政の健全化には、公債費および債務負担行為額（将来の負担を約束した債務）の抑制と基金の適正な運用が不可欠である。平成18年頃をピークに順調な償還を行ってきた公債費も、平成27年度から続く大型ハード事業等の実施により、再度、町債残高は増加傾向にある。実質公債費比率の上昇を抑制するため、町債の発行と償還についてはバランス感覚を持ったうえで身の丈にあった事業展開が求められる。また、将来の備えとするための基金については、必要に応じた取り崩しも含め引き続き適正な管理を行うこと。

(8) 特別会計・企業会計における独立採算制の原則の確保

特別会計については、特別会計の設置目的に応じて、経費負担の適正化を図るとともに、一般会計からの繰入金については、繰出基準に基づくものに限るなど、真に必要な額を計上すること。また、引き続き料金等の見直しも検証・検討しながら、必要最小限の経費を計上するなど、事務費の節減や合理化に努めること。

企業会計については、独立採算を前提に経営の一層の合理化、効率化を積極的に推進し経費の節減に努めつつ、長期的な収支見通しに立った経営の健全化に努めること。また、一般会計からの繰入金については、繰出基準を明確にし、基準外繰出の削減に努めること。

## 令和2年度予算要求事務の流れ

### ①執行データ及び方針決定

平成30年度決算資料及び令和元年度当初予算要求書、現在の執行状況を確認します。「町長示達事項」「議会意見書」「監査委員意見書」「予算編成方針」を確認してください。要求にあたり室内、課内、庁内協議を行ったうえで予算資料の作成を行ってください。



### ②要求書の作成

上記①の予算資料に基づき、令和2年度の要求金額、積算基礎を確定します。金額については、現時点の見積書（複数の業者から取ること）、積算書を参考に入力原稿を作成します。



### ③予算要求入力（財務会計システム）

※要求期限 12月16日（月）午後5時まで

上記②の入力原稿に基づき、年度、予算区分、所属、事業、会計区分、科目、要求額、積算基礎を入力します。

※予算要求期限を過ぎると、財務会計システムは予算査定の段階に自動で切り替わります。各課による新規入力、修正等ができなくなります。要求書は予算説明資料と違い内部資料ですので、極力詳しく入力してください。

※新規事業または新規科目の登録が必要な場合は、別紙登録シートを財政担当に提出してください。12月6日（金）午後5時まで



### ④予算要求関係資料の提出 ※提出期限 12月17日（火）正午まで

見積書、要求の根拠となる予算関係資料は事業番号順に並べて調製し、紙資料で3部財政担当に提出してください。※翌日から総務課職員が予算ヒアリングを行いますのでご協力お願いします。



### ⑤予算説明（附属）資料の提出 ※提出期限 12月26日（木）

予算説明（附属）資料は、事業番号順に並べて調製・印刷し、9部財政担当に提出してください。



⑥総務課長・行革本部ヒアリング 1月7日～17日（予定）

予算説明（附属）資料を基にヒアリングを行います。また、予算要求内容の修正があれば併せて行います。



⑦査定、総務課長内示 1月20日（月）（予定）

ヒアリングによる査定を行い、査定結果を通知します。



⑧復活要求書の提出 ※提出期限 1月24日（金）午後5時まで（予定）

復活を要求する事業については、町長協議します。復活要求書を作成し、根拠資料を添えて提出してください。（提出部数については、後日お知らせします。）



⑨町長ヒアリング 1月28日～2月6日（予定）

政策的案件及び復活要求または個別事項を中心に町長ヒアリングを行います。



⑩査定、町長内示 2月7日（金）（予定）

町長内示により認められた事業が最終の予算案になります。



⑪予算説明（附属）資料、新規事業説明書、予算書、債務負担行為資料等の  
最終調製 ※提出期限 2月12日（水）午後5時まで

当初予算議会（3月定例会）に上程する最終分の各種予算資料を調製します。